

## 特養サンフラワーガーデン 利用料金の目安

1. ご契約のうえ、お支払いただく利用料は、法令等により定められた次の(1)～(4)の費用の合計額となります。

(1) 施設介護費(介護保険サービス費用の1割負担分です。)

	利用料1日	利用料30日	備 考
要介護1	835円	25,011円	・地域単価 ・看護体制費用I
要介護2	912円	27,336円	・夜勤職員配置費用II・精神科医療養指導費用
要介護3	996円	29,834円	・日常生活継続支援費用・口腔衛生管理加算II
要介護4	1,074円	32,193円	・科学的介護推進体制加算II
要介護5	1,151円	34,485円	・介護職員処遇改善I費用・介護職員特定処遇改善I費用を含む

施設介護費(介護保険サービス費用の2割負担分です。)

	利用料1日	利用料30日	備 考
要介護1	1,670円	50,021円	・地域単価 ・看護体制費用I
要介護2	1,824円	54,672円	・夜勤職員配置費用II・精神科医療養指導費用
要介護3	1,991円	59,667円	・日常生活継続支援費用・口腔衛生管理加算II
要介護4	2,147円	64,385円	・科学的介護推進体制加算II
要介護5	2,301円	68,970円	・介護職員処遇改善I費用・介護職員特定処遇改善I費用を含む

施設介護費(介護保険サービス費用の3割負担分です。)

	利用料1日	利用料30日	備 考
要介護1	2,505円	75,032円	・地域単価 ・看護体制費用I
要介護2	2,736円	82,007円	・夜勤職員配置費用II・精神科医療養指導費用
要介護3	2,986円	89,500円	・日常生活継続支援費用・口腔衛生管理加算II
要介護4	3,220円	96,577円	・科学的介護推進体制加算II
要介護5	3,451円	103,454円	・介護職員処遇改善I費用・介護職員特定処遇改善I費用を含む

※ その他個別のサービスが該当する場合は、別途費用がかかります。

(2) 居住費(家賃と光熱水費に相当する分です。)

	利用料1日	利用料30日	段階区分の目安
第1段階	820円	24,600円	生活保護、老齢福祉年金受給者
第2段階	820円	24,600円	住民税が世帯非課税で、年間所得80万円以下の方
第3段階	1,310円	39,300円	住民税が世帯非課税で、第2段階に該当しない方
第4段階	2,006円	60,180円	上記以外の方

※ 1～3段階は、市町村から「介護保険負担限度額認定証」を受けられた場合に限りです。

(3) 食費(食材料費と調理費に相当する分です。)

	利用料1日	利用料30日	段階区分の目安
第1段階	300円	9,000円	生活保護、老齢福祉年金受給者
第2段階	390円	11,700円	住民税が世帯非課税で、年間所得80万円以下の方
第3段階①	650円	19,500円	住民税が世帯非課税で、80万円超120万円以下の方
第3段階②	1,360円	40,800円	住民税が世帯非課税で、120万円超の方
第4段階	1,850円	55,500円	上記以外の方

※ 1～3段階は、市町村から「介護保険負担限度額認定証」を受けられた場合に限りです。

(4) 特別な室料一部屋によっては上記(2)の居住費に加えて1日525円～1,575円の追加があります。

- 南棟の南側に面する個室:525円追加
- 全棟の東側に面する1階の個室:1,050円追加
- 全棟の東側に面する2、3階の個室:1,575円追加

2. 社会福祉法人等による利用者負担の軽減制度

市町村から「社会福祉法人等利用者負担軽減対象確認証」を受けられた方は、利用者負担を一部軽減することができます。

3. 高額介護サービス費

上記の1. 施設介護費(介護保険1割負担分)が、社会福祉法人減免後においても以下の額を超えた場合、超えた分が払い戻されます。

1ヵ月限度額	段階区分の目安	
15,000円(世帯)	生活保護を受給している方等	
24,600円(世帯)	住民税が世帯非課税	前年の公的年金等収入金額+その他の合計所得金額の合計が80万円以下の方等
15,000円(個人)		
44,400円(世帯)	住民税が課税～課税所得380万円(年収約770万円)未満	
93,000円(世帯)	課税所得380万円(年収約770万円)～課税所得690万円(年収約1,160万円)未満	
140,100円(世帯)	課税所得690万円(年収約1,160万円)以上	